

山剣連第 282 号
令和5年3月13日

各地区剣道連盟会長 様

(一財) 山口県剣道連盟
会長 中西 章

[公印省略]

剣道等における面マスク等の着用について(変更)

令和5年3月10日公益財団法人 全日本剣道連盟から、「面マスクの着用について」指示があったところです。

当剣連においては、本日から下記のとおりといたしますが、新型コロナウイルスが収束したわけではありませんので、引き続き、感染防止対策に務めて頂きますようお願いいたします。

記

1 剣道

面マスクの着用は、個人の判断とします。

但し、面マスクを着用しない場合は、口の部分を覆うシールドの着用をお願いいたします。

当県剣連行事においては、面マスク及び口の部分を覆うシールドのどちらかの着用をお願いすることとします。

シールドの形状によっては、ほとんど防止能力がないものもあるとのことです。全剣連の調査では、シールドの下部の隙間をスポンジ状のもので塞ぐと、飛沫飛散の防止に大きな効果を得ることができるとのことです。マウスシールドのみの着用の場合は、隙間防止の対策に努めるようお願いいたします。

2 居合道・杖道

面マスクの着用は、個人の判断とします。

3 剣道、居合道、杖道共通

(1) 面マスクの着用は個人の判断ですが、重症化リスクの高い人（基礎疾患のある方、例えば70歳以上の高齢者等）については、感染防止のため引き続き面マスク等のマスク（剣道は、面マスク及びシールド）を着用した方が良いとの専門家の意見があることに留意してください。

(2) 面マスクの着脱を問わず、下記の基本的な感染対策である

- 工業用送風機を用いるなど、道場内の換気の徹底【重要】
- ワクチン接種の推奨
- 三密の回避
- 手指の消毒

等は引き続き実施していただきますようお願いいたします。

4 その他

公益財団法人全日本剣道連盟から発出された令和5年3月10日付けの「面マスクの着用について」の全文を添付いたしますので、内容をよく確認されて新型コロナウイルス感染防止に努めていただきますようお願いいたします。